

固定資産税軽減措置と取引先へのアドバイス

ここでは、経営力向上計画の認定による固定資産税軽減措置と取引先の質問への回答法を解説します。

飛騨信用組合常勤理事
経営企画部長
公認会計士・税理士 古里圭史

固定資産税軽減の制度と手続きを押しこえよう

経 営力向上計画の認定が得られた中小企業者等は、「固定資産税の軽減」措置が受けられます。これは「認定された経営力向上計画に基づき取得した、一定要件を満たす固定資産（機械および装置）については3年間、当該資産に関わる固定資産税が半額になる」というものです。

すると思いますが、本制度の対象となるのは、次のような要件を満たす「生産性を高める」機械および装置です。

- ①販売開始から10年以内のもの
最新モデルである必要はなく、販売開始から10年以内であれば対象となります。
- ②旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの

当該設備を製造しているメーカーの一世代前モデルとの比較を行えばよく、現在使用しているモデルや他のメーカーの設備との比較ではありません。

生産性向上の基準となる指標については、「単位時間当たりの生産量」「精度」「エネルギー効率」などが代表例として挙げられていますが、あくまで代表例であり、設備製造メーカーの様々な機能に対する創意工夫を促す観点から、

実際の指標の選択はメーカーに任せられています。

③160万円以上のもの
取得金額が160万円以上のものが対象です。

以上①～③の要件を充足しているか否かを判断するのは、申請書を提出する中小企業者等ではなく、製造メーカーによって組織される工業会等の業界団体となります。工業会等は対象資産が要件を充足していると判断した場合、「証明書」を発行します。中小企業者等はこれを製造メーカーを通して入手することになります。認定が得られている機械および装置の具体例を挙げると、製造業におけるレーザー加工機や3Dプリンタ、外食業や医療施設で利用される食器洗浄機などがあります。本制度の適用には期限があり、平成31年3月31日までに取得した設備のみが対象であることに注意が必要です。

設備要件の判断は工業会等が行い証明書を発行

固定資産といえば土地や建物、自動車、機械設備などをイメージ

自治体には認定書の写し・証明書の写しなどを提出

固定資産税の軽減措置を受けるためには、以下のような手順を経る必要があります。

①経営力向上計画策定時に設備を決定し、設備を製造するメーカー

を通じて、工業会等による証明書を入手する

②経営力向上のために取得する設備の種類を記載した申請書とその写し（コピー）とともに、工業会等による証明書（原本）を添付して、主務大臣に計画申請を行う。

証明書のコピーは固定資産税の申告の際に必要なため、主務大臣

臣に提出する前に必ず取っておく

③主務大臣から計画認定書と計画申請書の写しが交付される

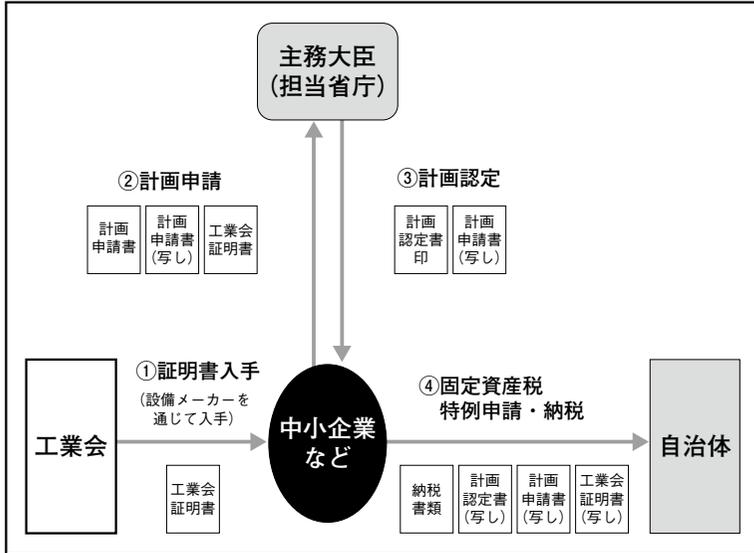
④固定資産税の申告の際には、納税書類とともに計画認定書の写し、計画申請書の写し、工業会等による証明書の写しなどを自治体に提出する

①経営力向上計画策定時に設備を決定し、リース会社に手続きを依頼する

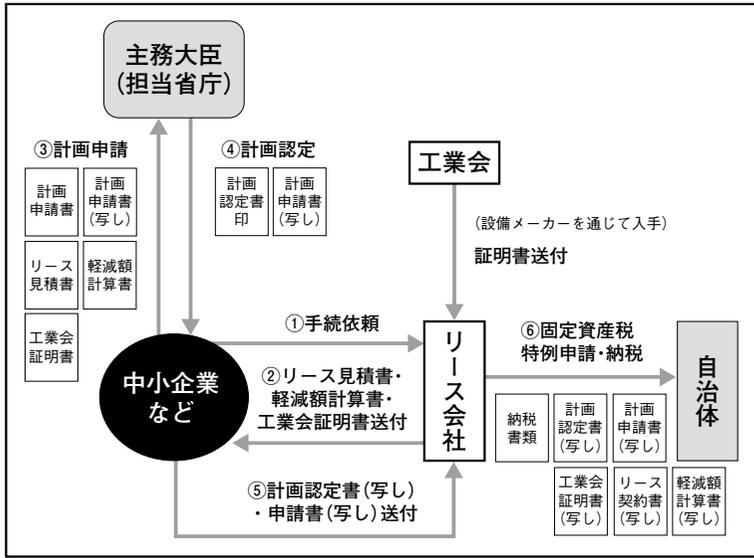
②リース会社からリース見積書・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書・工業会等による証明書が送られる

③経営力向上のために取得する設備の種類を記載した申請書とその写し（コピー）とともに、リース会社から入手した書類（リース見積書や固定資産税軽減額計算書、工業会等による証明書等）を添付して、主務大臣に計画申請を行う。証明書のコピーは購入の場合の②と同様

図表1 固定資産税軽減措置の手続き(購入の場合)



図表2 固定資産税軽減措置の手続き(所有権移転外リースの場合)



⑤リース会社に計画認定書の写しと計画申請書の写しを送付する

⑥リース会社が自治体に納税手続きを行う

なお、所有権移転リースでは、中小企業者等が固定資産税を納税するため、基本的には購入の場合と同様の手順になります。